

## 懲罰規程 新旧対照表

現 行	改 定	備 考
<p>懲罰規程</p> <p>第3条 〔都道府県<u>サッカー協会</u>等における懲罰〕</p> <p>1. 司法機関組織運営規則第19条に基づき、本協会の規律委員会及び裁定委員会は、都道府県協会等の司法機関に、その所管する加盟団体、加盟チーム又は選手等に関する懲罰問題を本協会懲罰規程にしたがって処理し、懲罰を決定・適用する権限を委任する。</p> <p><u>(1) 警 告</u></p> <p><u>主審が試合中に選手等に対し、競技規則に基づきイエローカードを示す</u></p> <p><u>(2) 退場</u></p> <p><u>主審が試合中に選手等に対し、試合中にフィールド及びその周辺から立ち去るように命じる</u></p>	<p>懲罰規程</p> <p>第3条 〔都道府県等<u>の司法機関</u>における懲罰〕</p> <p>1. 司法機関組織運営規則第19条に基づき、本協会の規律委員会及び裁定委員会は、都道府県協会等の司法機関に、その所管する加盟団体、加盟チーム又は選手等に関する懲罰問題を本協会懲罰規程にしたがって処理し、懲罰を決定・適用する権限を委任する。<u>なお、特定の懲罰問題について、当該権限を有する都道府県協会等の司法機関が複数あるなど、当該権限を行使すべき機関に疑義が生じた場合には、本協会の規律委員会又は裁定委員会が個別に決定するものとする。</u></p> <p><u>4. 都道府県協会等の司法機関は、第25条に定める場合を除き、本条に基づき委任された権限を都道府県協会等の加盟団体その他の第三者に再委任することはできない。但し、JリーグがJリーグ規約等の定めに従い再委任する場合はこの限りでない。</u></p>	<p>1条1号の定義に合わせた修正</p> <p>管轄権が重複した場合の取り決めについて規定</p> <p>疑義を避けるための修正</p> <p>審判による警告・退場は競技規則に基づく懲戒措置であるため、本規程からは削除</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

(3) 戒告

口頭をもって戒める

(4) 譴責

(5) 罰金

(6) 社会奉仕活動

(7) 没収

(8) 賞の返還

(9) 一定数、一定期間、無期限又は永久的な公式試合の出場停止

(10) 公的職務の一時的、無期限又は永久的な停止・禁止・解任

(11) 一定期間、無期限又は永久的なサッカー関連活動の停止・禁止

(12) 除名

1. 前条第1項第9号から第11号並びに前条第2項第12号及び第13号の懲罰のうち、3年を超える懲罰、又は無期限の懲罰を受けた個人又は団体（以下、個人、団体ともに「当事者」という。）は、処分開始日から3年が経過した後に、以下の手続により解除の申請を行うことができる。

1. 加盟団体又は加盟チームに所属する個人が違反行為を行った場合には、その個人に対して懲罰を科するほか、その個人が所属する加盟団体又は加盟チームに対しても懲罰を科することができる。ただし、その加盟団体又は加盟チームに過失がなかったときは、この限りではない。

2. 仲介人がその所属する法人の業務に関して違反行為を行った場合には、同人に対して懲罰を科するほか、同人が所属する法人に対しても懲罰を科することができる。ただし、その法人に過失がなかったときは、この限りではない。

1. 違反行為が行われた場合においても、その情状において酌

(1) 戒告

書面をもって戒める

(2) 譴責

(3) 罰金

(4) 社会奉仕活動

(5) 没収

(6) 賞の返還

(7) 一定数、一定期間、無期限又は永久的な公式試合の出場停止

(8) 公的職務の一時的、無期限又は永久的な停止・禁止・解任

(9) 一定期間、無期限又は永久的なサッカー関連活動の停止・禁止

(10) 除名

1. 前条第1項第7号から第9号並びに前条第2項第12号及び第13号の懲罰のうち、3年を超える懲罰、又は無期限の懲罰を受けた個人又は団体（以下、個人、団体ともに「当事者」という。）は、処分開始日から3年が経過した後に、以下の手続により解除の申請を行うことができる。

1. 加盟団体又は加盟チームに所属する個人が違反行為を行った場合には、その個人に対して懲罰を科するほか、その個人が所属する加盟団体又は加盟チームに過失が認められる場合には、当該団体又はチームに対しても懲罰を科することができる。

2. 仲介人がその所属する団体の業務に関して違反行為を行った場合には、同人に対して懲罰を科するほか、同人が所属する団体に過失が認められる場合には、当該団体に対しても懲罰を科することができる。

1. 違反行為が行われた場合においても、その情状において酌

書面によることとした。

表現の適正化

同上

<p>量すべき事情があるときは、その懲罰を軽減することができる。</p>	<p>量しうる事情があるときは、その懲罰を軽減することができる。</p> <p><u>2. 前項の規定における情状において酌量しうる事情は、以下のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 違反行為について真摯に反省している場合</u></p> <p><u>(2) 関係者との間で示談が成立している場合</u></p> <p><u>(3) 解雇・退職等他で制裁を受けている場合</u></p> <p><u>(4) 懲罰により選手等の関係者の活動が著しく制限される場合</u></p> <p><u>(5) その他特に参酌すべきと判断される事情がある場合</u></p>	<p>情状酌量自由の例示列举</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
<p><u>2.</u> 前条により懲罰を加重すべき場合においても、なお前項の規定を適用することができる。</p> <p>規律委員会、裁定委員会及び都道府県協会等の司法機関は、原則として当事者に対し事情聴取を行い、その意見を聞くものとする。ただし、当事者<u>の同意がある場合又は対象者が</u>事情聴取を拒否若しくは無断欠席した場合はこの限りではない。</p>	<p><u>3.</u> 前条により懲罰を加重すべき場合においても、なお前項の規定を適用することができる。</p> <p><u>4. 本協会の規律委員会及び裁定委員会並びに都道府県協会等の司法機関は、前3項に定める権限のうち調査(第20条に定める事情聴取を含む。)に限り、自己の責任によりその加盟団体等に委任することができる。</u></p> <p>規律委員会、裁定委員会及び都道府県協会等の司法機関は、原則として当事者に対し事情聴取を行い、その意見を聞くものとする。ただし、当事者が事情聴取を希望しない旨の意思表示をした場合、事情聴取の実施希望に関して合理的な期間内に応答しなかった場合、事情聴取に欠席した場合又はその他事情聴取を実施しないことにつき合理的な理由がある場合はこの限りではない。</p>	<p>調査の委任に関して規定</p> <p>条件の明確化</p>
<p>第26条 [主審の下す懲罰]</p> <p>試合中は主審が懲罰の決定を下すものとし、その決定は最終的なものとする。</p> <p>第27条 [警告]</p>	<p>第26条 [主審の下す決定]</p> <p>本規程の定めにかかわらず、主審は、競技規則に基づき懲戒措置(警告及び退場等)を決定することができるものとし、その決定は最終的なものとする。</p> <p>第27条 [競技及び競技会における懲罰基準]</p>	<p>主審の決定は競技規則に基づくものであることを明確にした。</p>

<p><u>主審による警告処分に関連する懲罰は、別紙1『競技及び競技会における懲罰基準』第1項のとおりとする。</u></p>	<p><u>競技及び競技会における違反行為に対する懲罰は、別紙1『競技及び競技会における懲罰基準』に従って科されるものとする。</u></p>	<p>27条から29条を統合</p>
<p>第28条 [退 場]</p>	<p>第28条 [改正により削除]</p>	
<p><u>主審による退場処分の対象となる違反行為に対する懲罰は、別紙1『競技及び競技会における懲罰基準』第2項のとおりとする。</u></p>		
<p>第29条 [その他の懲罰]</p>	<p>第29条 [改正により削除]</p>	
<p><u>競技及び競技会における違反行為のうち前2条に定めるものを除く行為に対する懲罰は、別紙1『競技及び競技会における懲罰基準』第3項以下のとおりとする。</u></p>		
<p>加盟団体、加盟チーム、選手等及び仲介人の違反行為のうち、前2節に定めるもの（競技及び競技会における違反行為並びに仲介人に関する規則に関連する違反行為）を除くものに対しては、本節の定めるところにより、本協会の裁定委員会又は第3条〔都道府県協会等における懲罰〕所定の都道府県協会等の司法機関が、調査、審議し、懲罰を決定する。</p>	<p>加盟団体、加盟チーム、選手等及び仲介人の違反行為のうち、前2節に定めるもの（競技及び競技会における違反行為並びに仲介人に関する規則に関連する違反行為）を除くものに対しては、本節の定めるところにより、本協会の裁定委員会又は第3条〔都道府県協会等の司法機関における懲罰〕所定の都道府県協会等の司法機関が、調査、審議し、懲罰を決定する。</p>	
<p>1. 加盟団体、加盟チーム、選手等及び仲介人が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、第4条（<u>第1項第1号及び第2号を除く</u>）の懲罰を科す。</p> <p>2. 前項にかかわらず、指導者（指導者ライセンスを有する者並びに加盟チームの監督、コーチ及び役職員として登録されている者）及び審判指導者が、指導において、暴力、侮辱的発言、わいせつな言動又はその他不適切な手段を用いた場合、〔別紙3〕『指導に関連した懲罰基準』に従<u>う</u>ものとする。</p> <p>3. 前2項にかかわらず、第3条第3項に基づきJリーグにより科された懲罰については、第1項は適用されず、全ての事案について不服申立委員会への不服申立が可能なものとする。</p>	<p>1. 加盟団体、加盟チーム、選手等及び仲介人が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、第4条の懲罰を科す。</p> <p>2. 前項にかかわらず、指導者（指導者ライセンスを有する者並びに加盟チームの監督、コーチ及び役職員として登録されている者）及び審判指導者が、指導において、暴力、侮辱的発言、わいせつな言動又はその他不適切な手段を用いた場合、〔別紙3〕『指導に関連した懲罰基準』に従<u>って懲罰を科す</u>ものとする。</p> <p>3. 前2項にかかわらず、第3条第3項に基づきJリーグにより科された懲罰については、<u>本条</u>第1項は適用されず、全ての事案について不服申立委員会への不服申立が可能なものとする。</p>	<p>4条1項1号および2号の削除に伴う修正</p> <p>表現の適正化</p>
<p>1. 不服申立委員会に不服申立を行おうとする個人又は団体</p>	<p>1. 不服申立委員会に不服申立を行おうとする個人又は団体</p>	<p>申立期限の延</p>

<p>(以下、「申立人」という。)は、原懲罰の伝達を受けた日から<u>3</u>日以内(通知を受けた日を含む)に、不服申立を行う意思を<u>書面(以下、「不服申立書」という。)</u>により、本協会不服申立委員会事務局(以下、「事務局」という。)まで通知しなければならない。</p>	<p>(以下、「申立人」という。)は、原懲罰の伝達を受けた日から<u>7</u>日以内(通知を受けた日を含む)に、不服申立を行う意思を本協会不服申立委員会事務局(以下、「事務局」という。)まで通知しなければならない。</p>	<p>長および表現の適正化</p>
<p>2. 申立人は、原懲罰の伝達を受けた日から1<u>0</u>日以内に(通知を受けた日を含む)不服申立の理由を<u>書面(以下、「理由書」という。)</u>により、事務局まで通知しなければならない。</p>	<p>2. 申立人は、原懲罰の伝達を受けた日から1<u>4</u>日以内に(通知を受けた日を含む)不服申立の理由を事務局まで通知しなければならない。</p>	<p>提出期限の延長および表現の適正化</p>
<p>3. 前2項にかかる<u>不服申立書及び理由書</u>は、<u>FAX又は郵送にて提出されなければならない。</u></p>	<p>3. 前2項にかかる<u>通知</u>は、<u>電子メールによるものとし、事務局に到達することをもって完了する。</u></p>	<p>通知方法の変更</p>
<p>4. 前3項に定める手続きが満たされない場合、当該申立は無効となり、原懲罰が確定する。</p>	<p>4. 前3項に定める手続きの<u>いずれかの要件</u>が満たされない場合、当該申立は無効となり、原懲罰が確定する。</p>	<p>表現の適正化</p>
<p>3. 事務局は、不服申立が本規則に定める各種の手続き要件を満たさない場合、当該不服申立を却下する。</p>	<p>3. 事務局は、不服申立が本規程に定める各種の手続き要件を満たさない場合、当該不服申立を却下する。</p>	
<p>第39条 [理由書]</p>	<p>第39条 [<u>不服申立理由の通知</u>]</p>	
<p><u>1. 第37条第2項に定める理由書は、書面によるものとする。</u></p>		<p>37条3項と重複するため削除</p>
<p>2. <u>理由書の内容</u>には、不服申立の意思とその理由を<u>含む</u>ものとする。</p>	<p><u>第37条第2項に定める通知</u>には、不服申立の意思とその理由を<u>記載する</u>ものとする。</p>	<p>表現の適正化</p>
<p>不服申立委員会の手続きは、原則として、<u>書面</u>のみによってなされ、当事者等に対する事情聴取は行わないものとする。ただし、以下の各号に該当する場合はこの限りでは<u>なく、事情聴取を行うことができるものとする。</u></p>	<p>不服申立委員会の手続きは、原則として、<u>提出された資料</u>のみによってなされ、当事者等に対する事情聴取は行わないものとする。ただし、以下の各号に該当する場合はこの限りでは<u>ない。</u></p>	<p>表現の適正化</p>
<p>(1) 不服申立委員会の委員長が必要と判断した場合</p>	<p>(1) 不服申立委員会の委員長が<u>事情聴取</u>を必要と判断した場合</p>	<p>表現の適正化</p>
<p><u>1. 不服申立委員会の通知は、郵送、FAX又は電子メール等の手段</u>によるものとする。<u>電子メールによる通知</u>の場合、本協会、都道府県協会等又は競技会の主催者に登録されている電子メールアドレスに発信された時点で有効に通知されたものとみなされる。</p>	<p>不服申立委員会の通知は、<u>原則として</u>電子メールによるものとする。<u>こ</u>の場合、本協会、都道府県協会等又は競技会の主催者に登録されている電子メールアドレスに発信された時点で有効に通知されたものとみなされる。</p>	<p>通知方法の明確化</p>

<p><u>2. 不服申立委員会の決定の通知は書面にてこれが当事者に到達したときから有効となる。</u></p> <p>1. 第37条第1項に基づき、不服申立書が当事者から本協会事務局に通知された場合、本協会は速やかに第一審機関にこれを通知するものとする。</p>	<p>1. 第37条第1項に基づく不服申立が当事者から本協会事務局に通知された場合、本協会は速やかに第一審機関にこれを通知するものとする。</p> <p><u>2020年10月22日</u></p>	<p>前項の修正に伴う修正</p>
--	---	-------------------